

金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月11日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高 誠
金沢市監査委員 源野 和清

1 包括外部監査

（その1）

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
(2) 措置を講じた局等 都市整備局住宅政策課
(3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（122ページ） 元菊住宅について、売却を含めた活用方法を検討する必要がある。	全ての入居者が退去したため、当初の予定通り、令和5年度に元菊住宅の建物の取壊しを行った。

（その2）

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
(2) 措置を講じた局等 都市整備局住宅政策課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日（令和5年監査公表第8号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（30ページ） 市営住宅修繕管理システムの利用により、修繕を要する状態の把握は容易となっているが、放置されるという懸念があることから、緊急性や金額等の基準による対応を定めたマニュアルを作成し、修繕を実施する必要がある。	令和6年度に新たに作成した「定期点検指摘不具合対応マニュアル」に基づき、定期的に修繕の要否を見直すことで、放置を防止し、適時適切に修繕を実施することとした。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
(2) 措置を講じた局等 総務局総務課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(126ページ) 公有財産管理システムの土地台帳の金額が未入力となっている箇所がある。固定資産の管理上、取得価額が不明な場合は、その時点で妥当な金額(相続税評価額等)若しくは備忘価格1円を計上し、管理することが望ましい。	令和5年度に公有財産管理システムの更新を行い、取得価格が不明な土地については、備忘価格1円を計上することとした。
意見(127ページ) 普通財産の建替えは想定しておらず、実際に更新計画は存在しないため、長寿命化計画に含めることは不合理である。 対象施設名:元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家	令和5年度に、長寿命化計画の見直しを行い、対象施設から、元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所及びたけまた友愛の家を削除した。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
(2) 措置を講じた局等 総務局総務課、教育委員会教育総務課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(126ページ) 普通財産の貸付は、年間の利用計画表で参加人数や使用目的を確認した上で検討を行い、有効に活用されたか利用実績を把握する必要がある。 対象施設名:旧金沢市立上平小学校、元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、ヘルパーステーション(旧広坂消防署泉野出張所)、旧福島小学校	対象施設の借受申請時に年間の利用計画表を提出させ、参加人数や使用目的を確認した上で貸付を行った。また、年度末には利用実績表を提出させ、利用計画の達成度を確認することとした。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
(2) 措置を講じた局等 総務局総務課
(3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日 (令和6年監査公表第8号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
意見09 (47ページ) 今後の申告において、消費税及び地方消費税の確定申告書の記載に誤りが生じないように留意する必要がある。	令和4年度の駐車場事業費特別会計の申告で、過剰な記載及び記載漏れがあった箇所について、令和5年度の申告では過不足なく記載した。 また、当該特別会計を所管する総務課及び市街地再生課の確認体制を強化するとともに、事前に金沢税務署職員の確認も受けることで、記載内容に誤りが生じないように改めて徹底することとした。

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月8日
(2) 措置を講じた局等 土木局営繕課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日 (令和5年監査公表第8号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
意見 (10ページ) 日常的な施設点検の研修会を開催し、専門家ではない職員でも施設の点検が行えるようにする必要がある。	市有施設所管課担当職員を対象に、営繕課主催の市有施設日常点検に関する研修会を毎年度開催することとした。 今年度は令和6年10月に実施しており、より実効性のある点検が行えるよう、現場写真を用いた説明により、日常点検の必要性や着眼点等を中心に担当職員の理解を深めたところである。